

## 福島復興再生特別措置法案（仮称）について検討中の項目

平成24年1月8日

### 1. 法の目的等

原子力災害により深刻かつ多大な影響を受けた福島復興・再生がその置かれた特殊な諸事情を踏まえて行われるべきであること等の法の目的や基本理念、国の責務等について規定

### 2. 福島復興再生基本方針の策定（国）\*1

- ・原子力災害からの福島復興・再生についての意義・目標
- ・各施策の基本的な方針 等

### 3. 避難解除等区域の復興及び再生等のための特別措置

- ・避難指示が解除される区域の復興・再生計画の策定（国）\*1
- ・一定の公共施設の工事等や生活環境整備のための事業を、国が実施できること等
- ・課税の特例
  - 避難解除区域において機械等を取得した場合の課税の特例、避難解除区域において被災雇用者等を雇用した場合の特例\*3

### 4. 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

- ・健康管理調査や調査研究の推進、広報活動その他の放射線による健康上の不安の解消等

### 5. 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別措置

- ・産業の復興・再生を推進するための計画（県策定・国認定）\*2に基づく規制・手続等の特例
- ・福島県の全ての市町村を復興特区法の課税の特例の対象とする。\*3

### 6. 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

- ・新たな産業の創出等に寄与する取組を重点的に推進するための措置

### 7. 原子力災害からの福島復興再生協議会

- ・復興大臣、福島県知事その他の国・福島の関係者により組織

## 資料 7

- \* 1 国が福島復興再生基本方針、避難指示が解除される区域等の復興再生計画を定める場合には、国は福島県から意見を聴くこと、福島県は関係市町村から意見を聴く方向で検討
- \* 2 福島県が再生推進計画を作成する場合には、関係市町村等から意見を聴くことを検討
- \* 3 税制関係事項については、平成24年度税制改正大綱（12月10日閣議決定）で決定済）